令和７年度　第４回
国民健康保険運営協議会

都城市健康部保険年金課

令和７年１０月２９日

前回までの振り返り

○保険税水準統一の本市の課題・影響

● 算定方式を４方式から３方式へ

- 令和１２年度までに３方式に移行する必要があります。
- 資産割で賦課していた保険税が減少し、減少分の保険税総額を所得割、均等割、平等割で補うことになります。
- 資産割が賦課されていた被保険者は、資産割分の保険税は減額となります。
- 資産割の賦課に関わらず、すべての被保険者の、所得割、均等割、平等割分の保険税額が増額となる可能性があります。

●賦課割合を標準割合の

所得割：均等割：平等割　＝　５０：３５：１５　へ

- 賦課方式の変更に連動して、賦課割合が変化します。
- 賦課割合の変化により、保険税額が大きく変動する被保険者がいます。

前回までの振り返り

○子ども・子育て支援金制度

● 子ども・子育て支援金分課税

- 令和８年度に、子ども・子育て支援金制度が創設されます。
- 国が、被保険者への保険税の賦課・徴収の方法を定めます。
- 保険税水準後の従来の保険税の算定方式が３方式であることから、子ども・子育て支援金分課税の算定方式も３方式とします。
- 令和８年度から、子ども・子育て支援金分課税の賦課を開始し、従来の保険税に追加して徴収します。
- 令和７年度に国民健康保険税条例を改正します。

前回までの振り返り

○算定方式の移行方法

- 資産割を令和８年度に廃止し、賦課割合を令和９年度、１０年度で標準割合（所得割：均等割：平等割＝５０：３５：１５）に調整します。

  - 令和８年度は廃止した資産割分を均等割に賦課することで、全被保険者の均等割が増となります。
  - 令和９年度、１０年度は所得割、平等割の標準割合超過分を均等割に賦課します。

○激変緩和策

- 令和８年度に資産割の廃止（３方式移行）に伴う均等割の増の影響が全被保険者に現れ、令和９年度、１０年度も均等割の増が継続するため、激変緩和策を実施します。
  - 令和８年度は、国民健康保険運営基金から、令和７年度の資産割分の６割相当額を充当し、令和９年度、１０年度は３割、１割相当額を充当します。

前回までの振り返り

○まとめ

- 令和８年度に、資産割を廃止して、算定方式を４方式から３方式に移行します。
- 令和８年度は、令和７年度の資産割分の６割相当額、令和９年度は３割相当額、令和１０年度は１割相当額を、国民健康保険運営基金を充当し、被保険者の負担の激変緩和を図ります。
- 令和９年度、１０年度の２年間で、賦課割合を標準割合の所得割：均等割：平等割＝５０：３５：１５へ調整します。
- 子ども・子育て支援金分課税の算定方式は３方式とし、令和８年度から賦課します。

委員からの主な質問・意見

- 応能割と応益割の割合を50：50に、賦課割合を50：35：15に変更した場合、保険税が上がる世帯は多くなるのか。
  ⇒資産割が課税されていた世帯は、その分負担が軽減されます。標準割合に合わせる段階で、税額が上がる世帯と下がる世帯があり、負担が世帯ごとに異なるため、保険税が上がる世帯が増えるかは分かりません。

- ３方式になったのはなぜか。
  ⇒保険税水準の統一に向け、県内の算定方式を３方式にすることが、国民健康保険運営方針で定められています。また、全国的に資産割廃止の動きがあることや、収益を生まない住宅地の固定資産税も対象となっているといった意見もあり、廃止となっています。

委員からの主な質問・意見

- 完全統一は令和15年度を目標としているが、遅れると不利益が生じるのか。
  ⇒県は令和15年度を目指すとしています。統一が遅れた場合、交付金が受けられない恐れがあります。

- 基金は６年度・７年度は財源不足で充当したのか。医療費の増加が原因か。
  ⇒医療費については、県から普通交付金が交付されるため、直接的な原因ではありません。県に納める納付金が増加したことが主な原因です。増加分に見合う保険税を徴収する必要がありますが、保険税率を平成23年度から据え置いているため、財源不足が生じました。そのため、県への納付金の支払いに基金を充当しました。

委員からの主な質問・意見

- 激変緩和措置を実施しない場合、令和11年度の課税額になるのか。
  ⇒激変緩和措置を実施しない場合、モデルケースで示している金額よりも高くなります。10年度に11年度と同額になります。

モデルケースによる保険税の試算（軽減のない世帯）

ｉ 40代夫婦　子2人（12歳・9歳）　世帯主給与収入400万　課税所得：233万円　資産税額：0万円

【激変緩和策あり】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和７年度比較
税額	553,600	563,400	571,900	577,700	580,300	
増減額		9,800	8,500	5,800	2,600	26,700
１期	55,300	56,300	57,100	57,700	58,000	4.82%

【激変緩和策なし】

	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和10年度	令和11年度	令和７年度比較
税額	553,600	577,600	579,300	580,300	580,300	
増減額		24,000	1,700	1,000	0	26,700
１期	55,300	57,700	57,900	58,000	58,000	4.82%

本日の協議内容

1　答申案の検討

諮問書

都保第１１４１号
令和７年１０月１日

都城市国民健康保険運営協議会
会長　柿木原康雄　様

都城市長　池　田　宜　永

宮崎県都城市長

国民健康保険税賦課方式及び賦課割合等について（諮問）

このことについて、都城市国民健康保険規則第２条の規定により、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問事項
（１）国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について
（２）子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について

文書取扱　健康部保険年金課

諮問の背景

1 国民健康保険税賦課方式及び賦課 割合について

○県の進める国民健康保険税の保険税水準 の完全統一に伴い、 賦課方式を ３方式に 統一する必要が生じている。

４方式：所得割・資産割・均等割・平等割 ⇒ ３方式：所得割・均等割・平等割

○３方式統一による資産割廃止に伴い、賦課 割合の変更が必要となっている。

標準である、所得割・均等割・平等割＝50：35：15 の割合に変更

2 子ども・子育て支援納付金課税（仮称） について

○令和８年度に子ども・子育て支援金制度が 創設されることに伴い、都城市国民健康保険 に子ども・子育て支援納付金を納付する義務が生じる。

○子ども・子育て支援納付金課税分を、現行の 都城市国民健康保険税条例に新たに追加する必要がある。

答申案

1　国民健康保険税賦課方式及び賦課割合について

○保険税賦課方式は、令和８年度に、被保険者の急激な負担増の緩和を図り、資産割を廃止し、所得割、均等割、平等割の３方式とする。

○保険税賦課割合は、令和８年度から令和１０年度までに所得割：均等割：平等割＝５０：３５：１５に移行する。

2　子ども・子育て支援納付金課税（仮称）について

○賦課方式は、令和８年度から３方式にて賦課する。

○賦課割合は、所得割：均等割：平等割＝５０：３５：１５とする。

今後のスケジュール

- 令和７年１１月　運営協議会　答申
- 令和８年　１月　県　国民健康保険事業費納付金額　提示
- 令和８年　２月　市　保険税率算定
- 令和８年　３月　市　国民健康保険税条例改正案議会　提案
- 令和８年　４月　市　国民健康保険税改正条例　施行
- 令和８年　６月　市　令和８年度分　国民健康保険税　賦課

国保税率改正に伴う市民への周知

月	主な媒体・手段	主な内容
2月	広報誌 市ホームページ SNS	・賦課方式を一部変更予定 ・子ども・子育て支援金制度の導入の周知 ・税率改正は4月以降の適用予定
4月	市ホームページ ポスター・チラシ 個別相談	・条例改正を受けた正式な税率改正内容の公表 ・相談窓口の案内（試算）
5月	広報誌	・改正内容の再掲（税率・賦課方式の変更点） ・保険税の使途
6月	課税通知書同封チラシ	・改正内容の最終確認